

平成 25 年第 1 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会
会 議 録

平成 25 年 2 月 19 日 開会
平成 25 年 2 月 19 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 1 号(2 月 19 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議員の議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任	4
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議決事件の条項、字句等の整理	22
○閉会	22
○会議録署名	24

平成 25 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 1 号

平成 25 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 25 年 2 月 12 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 堀内 茂

- 1 期日 平成 25 年 2 月 19 日(火)午後 2 時
- 2 場所 山梨県自治会館 1 階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(23 名)

2 番 太田利政 君	3 番 小林義孝 君	4 番 大村政啓 君
5 番 古見金弥 君	6 番 小林伸吉 君	7 番 河野木綿子 君
8 番 福井俊克 君	9 番 樋泉明広 君	10 番 神宮司正人 君
12 番 廣瀬 一 君	13 番 河西 茂 君	14 番 井上達雄 君
16 番 芦澤健拓 君	17 番 鍋田幹雄 君	18 番 保坂 實 君
19 番 深澤平助 君	20 番 山口勝也 君	21 番 藤江雅江 君
22 番 上名をさみ 君	23 番 坂本房麿 君	24 番 小林茂澄 君
25 番 高山泰治 君	26 番 木下正之 君	

不応招議員(4 名)

1 番 斉藤憲二 君	11 番 久島博道 君	15 番 望月利金 君
27 番 守屋茂久 君		

平成 25 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程(第 1 号)

平成 25 年 2 月 19 日(火)午後 2 時開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第 5 議案第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 2 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特別基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 3 号 平成 24 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 3 号)

日程第 8 議案第 4 号 平成 24 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 9 議案第 5 号 平成 25 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 10 議案第 6 号 平成 25 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 10 まで議事日程に同じ

出席議員(23 名)

2 番 太田利政 君	3 番 小林義孝 君	4 番 大村政啓 君
5 番 古見金弥 君	6 番 小林伸吉 君	7 番 河野木綿子 君
8 番 福井俊克 君	9 番 樋泉明広 君	10 番 神宮司正人 君
12 番 廣瀬 一 君	13 番 河西 茂 君	14 番 井上達雄 君
16 番 芦澤健拓 君	17 番 鍋田幹雄 君	18 番 保坂 實 君
19 番 深澤平助 君	20 番 山口勝也 君	21 番 藤江雅江 君
22 番 上名をさみ 君	23 番 坂本房麿 君	24 番 小林茂澄 君
25 番 高山泰治 君	26 番 木下正之 君	

欠席議員(4 名)

1 番 斉藤憲二 君	11 番 久島博道 君	15 番 望月利金 君
27 番 守屋茂久 君		

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 堀内 茂君 副広域連合長 角野幹男君 事務局長 菊原 忍君
事務局次長 三好一生君 業務課長 坂本 昇君 会計管理者 河野美奈子君
業務課資格管理担当リーダー 若尾勝秀君 業務課給付担当リーダー 小林久弥君
業務課庶務担当リーダー 大久保公生君

事務局職員出席者

書記長 望月利偉 書記 横内克仁 書記 旗持 亮

【開 会】

開会 午後 2 時 30 分

●議長(太田利政君) これより、平成25年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会議定例会を開会いたします。

議員定数27人のうち、本日の出席議員は、23人でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による、過半数の定足数に、達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長(太田利政君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入ります前に、ご報告申し上げます。

1番 斉藤憲二君、11番 久島博道君、15番 望月利金君、27番 守屋茂久君より欠席の届け出がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査の報告は、お手元に配布のとおりであります。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

【広域連合長あいさつ】

●議長(太田利政君) ここで、堀内広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 堀内広域連合長

○広域連合長(堀内茂君) 皆さま御苦労さまでございます。定例会の開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議会議、平成25年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては公務ご多忙にもかかわらずご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様には、平素より、当広域連合の運営に格別なるご理解とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、平成20年4月に施行され、4年と11カ月が経過しようとしているところであります。

先の衆議院選挙により自民党政権が復活いたしましたでしたが、現行の高齢者医療制度の見直しに関しましては、昨年8月22日施行の社会保障制度改革推進法によりまして、「状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」とされ、この推進法施行後1年以内に改正案を提出することとなっております。

この国民会議はすでに、民主党政権下で2回、自民党政権下でも本年1月21日に開催され一定の議論を整理したのちに、医療保険に関する社会保障と税の一体改革により、各党間の合意を得て、法案が提出される予定となっております。

当広域連合におきましては、これら国の動向に注視しながらも、新たな制度が施行されるまでは、引き続き現行制度の下で、高齢者の方が安心して医療を受けられるよう、各市町村とそれぞれの連携を図りながら、円滑かつ適正な運営を期して行かなければならないものと考えております。今後も、より一層の努力をしてまいりますので、皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

今議会では、山梨県後期高齢者医療に関する条例の一部改正、山梨県後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正、平成24年度一般会計及び特別会計補正予算案、平成25年度一般会計及び特別会計予算案の6議案を提案させていただくものでございます。

それぞれの案件につきましては、後ほど担当者から詳細な説明をさせていただきますので、何とぞ十分なお審議をいただき、ご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、私事で大変恐縮でございますが、広域連合長という大役を仰せつかり2年が経過いたしました。

ここを一つの区切りと考え、本年3月31日をもって、広域連合長の職を辞することといたしました。

就任以来、皆様には、ご厚情とご支援を賜りお陰様をもちまして職責を遂行し得ましたことを心より厚く皆様に御礼を申し上げます。本当に、どうも長い間ありがとうございました。

今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、ごあいさつといたします。

【議員の議席の指定】

●議長(太田利政君) それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。

新たに選出されました、5名の議員を、会議規則第4条第2項の規定により、7番 河野木綿子君、8番 福井俊克君、10番 神宮司正人君、17番 鍋田幹雄君、21番 藤江雅江君と議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長(太田利政君) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、6番 小林伸吉君と22番 上名をさみ君を指名いたします。

【会期の決定】

●議長(太田利政君) 次に、日程第3「会期の決定」について、を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会の選任について】

●議長(太田利政君) 次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名をいたします。

18番 保坂實君、19番 深澤平助君を指名いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員として、ただいま指名いたしました、2名を選任することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、2名を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

【日程第5 議案第1号、日程第6 議案第2号】

●議長(太田利政君) 次に、日程第5、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第6、議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を一括議題といたします。

事務局から、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 菊原事務局長

○事務局長(菊原忍君) それでははじめに、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

条例改正の提案理由であります。被用者保険の被扶養者であった方などへの負担軽減といたしまして、保険料の賦課の特例措置を平成25年度においても継続するため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明させていただきます。

議案書の3ページをご覧ください。

条例改正の提案理由であります。先ほどの議案第1号でご説明いたしました保険料賦課の特例措置を継続実施することにより、保険料を軽減する財源に充てるため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、坂本業務課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) それでは、条例案の具体的な内容につきまして資料1、条例説明書で説明させていただきます。

説明書の1ページをご覧ください。

議案第1号の改正内容でございます。

まず、改正の要旨でございますが、平成24年度と同様に、被用者保険の被扶養者であった被保険者の負担を軽減し、平成25年度における所得の少ない者への負担を軽減する措置を継続することにより、制度の円滑な運営を図ることを目的としております。

次に具体的内容でございますが、保険料の軽減について、平成25年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の負担を、特例として平成24年度と同様に9割軽減し、平成25年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例として、均等割額を7割軽減する者について、平成24年度と同様に8.5割軽減とするものであります。

施行期日につきましては、本年4月1日からとさせていただきます。

2ページ、3ページをご覧ください。

新旧対照表でございますが、左側が「新」で、右側が「旧」でございます。

附則第 14 条は、保険料の賦課総額の算定の特例についての条文でございますが、同条の見出し中「平成 24 年度まで」を「平成 25 年度まで」に改めまして、本文中の「平成 24 年度まで」を同様に「平成 25 年度まで」に改めるものであります。また、「附則第 19 条若しくは附則第 20 条」これを「附則第 19 条、附則第 20 条、附則第 21 条若しくは附則第 22 条」に改めるものであります。

次の附則第 21 条及び第 22 条は、平成 25 年度における保険料の賦課の特例について、規定を追加するもので、附則第 21 条は、平成 25 年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の負担を、特例として平成 24 年度と同様に 9 割軽減するための条文であります。

附則第 22 条は、平成 25 年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例として、均等割額を 7 割軽減する者について、平成 24 年度と同様に、8.5 割軽減とするための条文であります。

次に、条例説明書の 5 ページをご覧ください。

議案第 2 号の改正内容でございます。

まず、改正の要旨でございますが、平成 25 年度におきまして、平成 24 年度と同様に保険料を軽減する財源に充て、高齢者医療の円滑な制度運営を図ることを目的としたものであります。

内容について、でございますが、保険料を軽減する財源に充てるための基金の使途でございますが、平成 25 年度において、平成 24 年度と同様に、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料を軽減するための財源に充てるための改正と、被保険者均等割額が 7 割軽減されるものについて、8.5 割に軽減するための財源に充てるための改正でございます。

施行期日につきましては、本年 4 月 1 日からとさせていただきます。

6 ページをご覧ください。

新旧対照表でございますが、同じく左側が「新」で、右側が「旧」でございます。

第 6 条第 1 号の改正は、本文中の「又は附則第 19 条」を「、附則第 19 条又は附則第 21 条」に改めまして、同条第 6 号の本文中の「又は附則第 20 条」を「、附則第 20 条又は附則第 22 条」に改めるものでございます。

以上が提案いたしました、議案第 1 号及び議案第 2 号の 2 件の条例改正案の内容でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 1 号及び議案第 2 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) ないようです。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) それでは討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 2 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり、可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員であります。

よって「議案第 1 号」及び「議案第 2 号」は原案のとおり、可決することに決定いたし

ました。

【日程第7 議案第3号】

●議長(太田利政君) 次に、日程第7、議案第3号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 菊原事務局長

○事務局長(菊原忍君) 議案第3号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)」についてご説明させていただきます。

議案書の5ページをご覧いただきたいと思います。

本補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,347万円を減額し、それぞれ5億8,871万9千円とするものでございます。

6ページ、7ページをご覧ください。

主な内容であります。歳入につきましては、後期高齢者医療標準システム構築費として財政調整基金を取り崩し、特別会計への事務費繰出金として計上しておりましたが、入札差金等によりまして構築経費が確定しましたので財政調整基金の取り崩しを減額するものでございます。

歳出であります。不用額の整理に伴う減額、派遣職員給与等負担金の増額及び標準システムの構築経費確定による、特別会計への繰出し金の減額によるものでございます。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、三好次長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 三好事務局長

○事務局長(三好一生君) 次長の三好です。よろしくお願いたします。

それでは、詳細につきましては、お手元でございます資料2の予算説明書で説明させていただきます。

予算説明書の6ページ、7ページをご覧ください。

歳入につきましては、1款1項1目市町村負担金であります。15万1千円を増額するものでございます。

主な内容は、後期高齢者医療標準システム構築で追加設備を行いました市町村に対し追加負担金として徴収するものでございます。

次に、5款1項1目財政調整基金繰入金でございます。1,372万円を減額するものでございます。

主な内容としまして、後期高齢者医療標準システム構築経費といたしまして財政調整基金を取り崩し、特別会計へ事務費繰出金として繰入金を計上いたしました。契約等による入札差金が確定しましたので財政調整基金の取り崩しを減額するものでございます。

次に、7款1項1目預金利子でありまして、9万9千円を増額するものでございます。

主な内容は、歳計現金の利子分を受け入れるものでございます。

以上が歳入の説明でございました。

次に、予算説明書の8ページ・9ページをご覧いただきたいと思います。

歳出であります。これにつきましては、各節におきまして年度末の不用額の減額や不足分の増額を行うものでございます。

まず、1款1項1目議会費、7万4千円を減額するものでございます。

主な内容は、14節使用料及び賃借料で臨時議会等の会議室使用が不用になりました

ので、これを減額したものでございます。

次に2款1項1目一般管理費を42万1千円増額するものでございます。

主な内容ですが、12節役務費27万9千円を減額、これは通信運搬費で、今年度自治会館電話設備改修に基づき、ひかり通信回線に変更した為電話回線使用料等が以前より安くなったため減額するものでございます。

また、13節委託料10万円を減額、これは今年度の条例等の整備に係る委託料が不用になるため減額するものでございます。

次に、18節備品購入費20万円の減額でございますが、自治会館電話設備改修に基づく電話機購入時の差額を減額するものでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金を100万円増額するものです。これは派遣職員給与等負担金で職員構成による給与上昇分によるものでございます。

次に2款3項1目監査委員費を15万2千円減額するものでございます。

主な内容は、代表監査委員が甲府市の常勤監査委員ということで、公用となり、委員報酬が任期の期間不用になるため減額するものでございます。

次に3款1項1目老人福祉費を1,366万5千円減額するものでございます。

主な内容ですが、後期高齢者医療標準システム構築経費として特別会計へ財政調整基金を取り崩し繰出金として計上しましたが、契約等による入札差金が出ましたので特別会計への事務費繰出金1,381万6千円を減額したものです。また、後期高齢者医療標準システムの構築で追加設備を行った市町村分として追加負担金の15万1千円を特別会計へ事務費の繰出を行うものでございます。

以上が平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)の説明でございます。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) それでは、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員でございます。

よって「議案第3号」は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

【日程第8 議案第4号】

●議長(太田利政君) 次に、日程第8、議案第4号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 菊原事務局長

○事務局長(菊原忍君) 議案第4号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」についてご説明させていただきます。

議案書の9ページをご覧ください。

本補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億1,504万9千円を増額し、それぞれ939億6,543万9千円とするものでございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

歳入の主な内容であります。国庫補助金として交付される、平成 25 年度の保険料軽減特例措置に係る交付金の増額、及び医療給付費の不足分などに充当するための基金繰入金の増額、並びに、国・県負担金である高額医療費負担金の減額、市町村負担金である保険料軽減分を補填する負担金の減額、及び標準システムの構築経費確定による一般会計からの繰入金の減額などがあります。

次に、歳出の主な内容であります。歳入で計上いたしました保険料軽減特例措置に係る国庫補助金の基金積立への増額、及び事業費確定に伴う拠出金などの増額、並びに標準システム構築などの入札差金及び不用額整理に伴う減額などがあります。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、坂本業務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) それでは内容につきまして、資料 2、予算説明書の補正予算事項別明細書で説明させていただきます。予算説明書の 13 ページからが特別会計になります。

15 ページは歳入、16 ページ、17 ページは歳出の総括表でございます。

初めに、歳入から説明させていただきます。

18 ページ、19 ページをご覧ください。

1 款市町村支出金、1 項市町村負担金、3 目の保険基盤安定負担金 2,535 万 8 千円の減額は、保険料軽減額が見込みより減少したため、保険料軽減分を補填する負担金が減額となったものでございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目高額医療費負担金、1 節の現年度分 6,940 万 6 千円の減額は、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える部分への国の補助金ですが、対象額の減少に伴い減額するものであります。2 節の過年度分 142 万 2 千円の増額につきましては、平成 23 年度の実績に基づく追加交付分でございます。

2 項国庫補助金、1 目の調整交付金 102 万 8 千円の増額は、各市町村で実施する人間ドック事業の実績と見込みを精査する等の中で、増額するものでございます。

2 目の後期高齢者医療制度事業費補助金、1 節の健康診査事業補助金につきましては、健康診査対象者の増加による、4 万 1 千円の増額、2 節の保険者機能強化事業補助金 3 万 8 千円の増額につきましては、医療費通知の裏面にジェネリック医薬品の啓発文書を掲載しておりますが、被保険者の増加によるものでございます。3 節の特別高額医療費共同事業補助金 248 万円の減額につきましては、共同事業拠出金の確定に伴うものでございます。

それぞれの節を差し引きし、2 目全体では、240 万 1 千円の減額となります。

3 目の円滑運営臨時特例交付金 6 億 2,600 万 9 千円の増額は、平成 25 年度の保険料均等割等軽減の特例措置に係る交付金が本年度中に国から交付されることによる増額であります。

4 目の後期高齢者医療災害臨時特例補助金 9 万 5 千円の増額は、東日本大震災の被災者である被保険者に係る保険料、及び一部負担金の免除に対する補助金でございます。

20 ページ、21 ページをご覧ください。

3 款県支出金、1 項県負担金、2 目の高額医療費負担金、1 節の現年度分 6,940 万 6 千円の減額は、国の負担金と同額であり、対象額の減少により、減額するものでございます。2 節の過年度分 142 万 2 千円の増額は、平成 23 年度交付分の精算に伴う追加分でございます。

3 項県補助金、1 目の後期高齢者医療保険事業補助金 4 万 1 千円の増額は、健康診査対象者の増加により、県においても国と同額を増額するものでございます。

5 款特別高額医療費共同事業交付金 498 万 3 千円の増額は、1 件 400 万円を超える著しく高額な医療の給付に係る交付金で、今年度末までの見込みによる増額でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1,366 万 5 千円の減額は、新標準システムの構築、機器リース料等の入札に伴う減額等により、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

22 ページ、23 ページをご覧ください。

2 項基金繰入金、1 目の臨時特例基金繰入金 35 万 3 千円の増額は、この基金を活用する特別対策事業の、市町村が行う後期高齢者医療制度の広報等に係る経費の実績と見込みを精査した増額であります。

2 目の後期高齢者医療給付基金繰入金 1 億 5,993 万 1 千円の増額は、医療給付の実績見込みを精査し、不足分に充当するため増額するものであります。

10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、3 目の加算金千円は、新たな目として設けるものでございます。高齢者の医療の確保に関する法律第 59 条の、不正の行為により医療給付を受けた者がある場合には、広域連合は、その全部又は一部を徴収することができるわけですが、その場合の加算金を計上する科目でございます。

次に、歳出でございます。

24 ページ、25 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目の一般管理費は、1,443 万 5 千円の減額であります。

内容でございますが、1 節の報酬 53 万 4 千円の減額につきましては、雇用契約の変更に伴うものでございます。

9 節の旅費 15 万 1 千円の増額でございますが、4 月から稼働します新標準システムの研修に派遣する職員の旅費の増額でございます。

13 節の委託料 1,085 万 3 千円の減額は、そのほとんどが、新標準システムの構築、運用、保守等の入札に伴う入札差金の減額でございます。

14 節の使用料及び賃借料 355 万円の減額も、同じく、新標準システムの機器リース料の入札に伴う入札差金の減額でございます。

19 節の負担金、補助及び交付金の 35 万 1 千円の増額は、市町村が行った、後期高齢者医療制度の広報等に対する補助金で、各実施市町村の事業費が確定したことにより増額するものでございます。

2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費と次の 26 ページ、27 ページ、2 項の高額療養諸費は、どちらも財源更正であります。

この主な要因でございますが、まず、1 項の療養諸費、1 目の療養給付費につきましては、市町村の支出金である保険基盤安定負担金が減額となり、その財源を基金からの繰入金で賄うものでございます。

また、2 項の高額療養諸費、1 目の高額療養費につきましては、国庫支出金及び県支出金が減額されることから、その財源を市町村支出金及び基金繰入金等で賄うものでございます。

3 款県財政安定化基金拠出金 28 万円の減額は、県からの交付決定通知に伴う金額の確定によるものでございます。

28 ページ、29 ページをご覧ください。

4 款特別高額医療費共同事業拠出金 160 万 1 千円の増額は、平成 24 年度における拠出金について、国保中央会からの決定通知に伴う金額の確定によるものでございます。

5 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目の健康診査費は、8 万 2 千円の増額であります。これは、対象者の実績見込みの増加に伴い、実施市町村への補助金を増額するものであります。

2 目の、その他健康保持増進費は、207 万 2 千円の増額ですが、これは市町村が実施する健康増進事業への補助金について、実績と見込みを精査する中で、人間ドック事業の実績見込みが増加することによる増額、及び当広域連合で実施した講演会の講師謝礼の実績による減額の差し引きによるものであります。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目の臨時特例基金積立金は、6 億 2,600 万 9 千円の増額であります。

これは、平成 25 年度における保険料特例措置による保険料軽減の補填のため、国から交付された補助金を基金に積み立てるものでございます。

30 ページ、31 ページをご覧ください。

7 款公債費、1 項公債費、1 目の利子は、保険基盤安定負担金の減額分を繰入金で補填するための財源更正でございます。

以上が平成 24 年度特別会計補正予算(第 3 号)の内容であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 19 番、深澤平助君

○19 番 深澤平助君 19 番深澤でございます。

今説明を受けましたが、最初の 18 ページの下から 2 つ目の 3、円滑運営臨時特例交付金、これが 6 億 2,600 万という予算計上されているのですが、今の説明の中で、何か保険料均等なんとか、というふうに言われたけれど、もう一回そのことの話をしていただいて、その内容を具体的に示してほしいなというふうに思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) それでは、ただいまご質問にございました円滑運営臨時特例交付金 6 億 2,600 万 9 千円でございます。

これにつきましては平成 25 年度、来年度の保険料均等割等軽減の特例措置に係る交付金が国から来るものでございます。前年度に入ってくるため、平成 25 年度の交付金ということになりますけれども、これを歳出の方で基金に積み立てておりますけれども、これにつきましては保険料の均等割額を所得の少ない方々に対しましては、例えば 7 割、5 割、2 割と保険料を軽減いたします。その保険料を軽減した分につきましては当然保険料に必要な額を不足しております。これに対する国からの交付金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

●議長(太田利政君) よろしいでしょうか。

○19 番 深澤平助君 はい。わかりました。

●議長(太田利政君) 他にございませんか。

無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) それでは、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員であります。

よって「議案第4号」は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

●議長(太田利政君) 暫時休憩します。

—午後3時12分休憩—

—午後3時15分再開—

●議長(太田利政君) 休憩前に引き続き再開いたします。

【日程第9 議案第5号】

●議長(太田利政君) 次に、日程第9、議案第5号「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 菊原事務局長

○事務局長(菊原忍君) 議案第5号「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明させていただきます。

議案書の13ページをご覧ください。

平成25年度の一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,515万4千円でありまして、前年度と比較して3,799万9千円の減額となっております。

一般会計は、議会に係る費用や広域連合の事務に要する費用及び特別会計の事務費に充てる繰出金等の歳出について、構成市町村から負担金を受け入れ、これに充当する内容となっております。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、三好次長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 三好次長

○事務局次長(三好一生君) よろしくお願致します。

それでは詳細につきまして、お手元にございます、先ほど見ていただきました資料2の予算説明書で説明させて頂きたいと思ます。

予算説明書の33ページからが一般会計当初予算の事項別明細書となっております。

38ページ、39ページをお開きいただきたいと思ます。

1款1項1目の市町村負担金は、4億6,390万6千円で、前年度と比べまして、3,619万6千円の減額であります。

主に、特別会計への事務費繰出金の減額と財政調整基金積立金の減額によるものでございます。これは各市町村の負担金として事務費負担金共通経費分と新たなシステム構築のための追加設備として負担金9市町村分を受け入れるものでございます。市町村ごとの負担金額は、3月31日現在の人口及び後期高齢者被保険者数により按分して算出し、年4回に分けて納めて頂いております。

2款国庫支出金と3款県支出金の保険料不均一賦課負担金は、それぞれ34万7千円で、前年度と比べそれぞれ7千円の増額でございます。

不均一課税は小菅村が対象となっております。他の市町村より保険料が低く設定されております。これにより生じる歳入不足分につきましては、相当額が国及び県から補填されます。

4款財産収入は、55万円で、前年度と比べ同額となります。これは、事務費負担金を積み立てておく財政調整基金と保険料軽減等の特例措置実施による国庫補助金を積み立てておく臨時特例基金の資金運用による利息を歳入するものでございます。

続きまして40ページ、41ページをご覧ください。

5款繰入金及び6款繰越金並びに7款諸収入の預金利子や雑入につきましては、それぞれの歳入額が確定しておりませんので科目だけ設定させていただいております。その

内 6 款繰越金は前年度と比べ 181 万 7 千円を減額しております。

次に歳出であります。42 ページ、43 ページをご覧くださいと思います。

1 款議会費は、123 万円で前年度と同額でございます。

主な内容としまして、定例会 2 回、臨時会 1 回の開催を見込んでいますが、これに関する費用になります。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、1 億 6,657 万 5 千円で、前年度より 448 万 5 千円の増額となります。

主な内容ですが、3 節の職員手当等に通勤手当、時間外勤務手当などで 793 万 2 千円を計上致しました。

13 節委託料に 579 万 1 千円を計上致しております。

これは、財務会計システムにおきますグループウェア等の保守委託料でございます。つづきまして 44 ページ、45 ページをご覧くださいと思います。

14 節使用料及び賃借料に 1,424 万 8 千円を計上致しました。

これは、広域と市町村を結ぶ LGWAN 回線の使用料、事務所及び書類保管用の倉庫等の借り上げ料、公用車やコピー機等の借り上げ料が主な内容でございます。

19 節負担金、補助及び交付金は、1 億 3,509 万 7 千円を計上致しました。これは、主に職員の給与等を派遣元市町村へ負担金として支出するものでございます。

2 款 1 項 2 目公平委員会費は、3 万 2 千円で、前年度と同額です。

主に委員報酬それから旅費を計上致しました。

46 ページ、47 ページをご覧くださいと思います。

2 款 2 項 1 目選挙管理委員会費は、4 万 4 千円で、前年度と同額でございます。

主な内容としまして、委員報酬と旅費を計上致しました。

2 款 3 項 1 目監査委員費は、32 万円で、前年度と比べまして 2 万 8 千円の増額となっております。

主な内容としまして、委員報酬と旅費を計上致しました。

3 款 1 項 1 目老人福祉費は、特別会計への繰出金でありまして、2 億 9,401 万 9 千円を計上致しました。前年度より 1,174 万 6 千円の減額であります。

これは、主に特別会計への事務費に係る繰出金の減額によるもので、特別会計の事務費のうち、レセプトの電子化により、レセプト点検などの経費が減額となることが主な要因でございます。

48 ページ、49 ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目財政調整基金費は積立金と基金利子でありまして、5 万 1 千円を計上致しました。前年度より 3,014 万 9 千円の減額です。

前年度は、新たなシステム構築が進められておりまして、特別会計繰出、その費用を計上した為でございます。

4 款 1 項 2 目臨時特例基金費は利子の積立金でありまして、50 万円を計上致しました。前年度と同額でございます。

5 款 1 項 1 目予備費は、238 万 3 千円の計上になります。前年度と比較して 61 万 7 千円の減額でございます。

以上、平成 25 年度一般会計予算の説明でございました。よろしくお願いたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 5 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員でございます。

よって「議案第5号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第10 議案第6号】

●議長(太田利政君) 次に、日程第10、議案第6号「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 菊原事務局長

○事務局長(菊原忍君) 議案第6号「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明させていただきます。

議案書の17ページをご覧ください。

平成25年度の特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ935億9,400万6千円でありまして、前年度と比較して7億3,994万3千円の増額となっております。

特別会計につきましては、被保険者からの保険料、国、県、市町村からの負担金、及び支払基金からの支援金などを財源として、医療給付を主に行っております。

この後、詳細につきましては、坂本業務課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) それでは、平成25年度特別会計予算の詳細につきまして、資料2、予算説明書で説明させていただきます。

55ページからが特別会計の事項別明細書になります。

57ページが歳入、58ページ、59ページが歳出の総括表となります。

次の60ページ、61ページをご覧ください。

初めに、歳入から説明させていただきます。

1款市町村支出金は、合計欄で総額149億1,110万2千円で、前年度より2億811万8千円の増額であり、約1.4%の伸びとなっております。

これは、医療給付費や被保険者数の増加によるものであります。

1項市町村負担金、1目の保険料等負担金57億3,860万4千円は、市町村で徴収した保険料を負担金として広域連合に納付するもので、被保険者数の増加により、前年度に比べ、1億129万8千円の増額となっております。

2目の療養給付費負担金、73億5,521万7千円は、給付費の12分の1相当額となる、療養給付費等に係る市町村の定率負担分であります。

3目の保険基盤安定負担金18億1,728万1千円は、7割、5割、2割軽減の保険料軽減相当額の補填のための負担金であります。市町村は、県負担分の4分の3を受け入れ、市町村負担分の4分の1と合わせて広域連合に納付いたします。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の療養給付費負担金、220億6,565万1千円は、給付費の12分の3相当額となる、療養給付費等に係る国の定率負担分であります。

2目の高額医療費負担金3億2,731万9千円は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費への負担金であり、負担総額の4分の1が交付されます。

2 項国庫補助金、1 目の調整交付金 84 億 3,309 万円は、各広域連合の財政力に応じて補助されるものであり、療養給付費等の 12 分の 1 を目途に交付されます。

2 目の後期高齢者医療制度事業費補助金 3,811 万 4 千円は、国からの制度上の事業費補助金であります。1 節の健康診査事業補助金 2,647 万 6 千円は、市町村が実施する健康診査費用に対して基準額の 3 分の 1 が補助されます。

62 ページ、63 ページをご覧ください。

2 節の保険者機能強化事業補助金 682 万 6 千円は、医療費適正化・収納対策事業の補助金であり、事業費の 2 分の 1 が補助されます。

3 節の特別高額医療費共同事業補助金 481 万 2 千円は、400 万円を超える著しく高額なレセプトのうち、200 万円を超える部分について全国の広域連合が共同で負担する事業に対し、当広域連合の拠出金相当額が交付されるものでございます。

3 目の円滑運営臨時特例交付金は、平成 26 年度保険料軽減の補填分として交付されるもので、臨時特例基金へ積立てられますが、国の予算措置に対応して補正するため、科目設定としたものであります。

4 目の後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、東日本大震災に係る保険料及び一部負担金の減免に伴う補助金について、科目設定するものであります。

次の円滑運営事業費補助金は、標準システムの構築に係る補助金で、平成 24 年度においては交付されましたが、平成 25 年度においては、現在のところ補助金が交付される予定がありませんので、科目そのものを設定しないものであります。

3 款県支出金、1 項県負担金、1 目の療養給付費負担金 73 億 5,521 万 7 千円は、給付費の 12 分の 1 相当額となる療養給付費等に係る県の定率負担分であります。

2 目の高額医療費負担金 3 億 2,731 万 9 千円は、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費への負担金であり、国と同様、負担総額の 4 分の 1 が交付されます。

2 項財政安定化基金支出金、1 目の財政安定化基金交付金 9,388 万 4 千円は、保険料収納の悪化や著しい医療給付費等の増加による財源不足に対応するための、基金からの交付金であります。

64 ページ、65 ページをご覧ください。

3 項県補助金、1 目の後期高齢者医療保健事業補助金 2,647 万 6 千円は、市町村が実施する健康診査費用への県の補助金であり、国と同様、基準額の 3 分の 1 の補助を予定しております。

4 款 1 項支払基金交付金、1 目の後期高齢者交付金は、384 億 9,025 万円で、前年度より 2 億 4,730 万 2 千円の増額であり、約 0.6%の伸びとなっております。

この交付金は、現役世代からの支援であり、療養給付費等のおよそ 4 割に当たる金額が交付されるものでございます。

5 款の特別高額医療費共同事業交付金は 451 万円で、前年度より 123 万 9 千円の増額となります。1 件 400 万円を超える著しく高額なレセプトに対する国保中央会からの交付金であります。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目の利子及び配当金 50 万円は、特別会計で管理する医療給付基金で生じた利子の受入れで、基金残高の減少により、20 万円の減額となっております。

66 ページ、67 ページをご覧ください。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目の一般会計繰入金、1 節の事務費繰入金 2 億 9,332 万 5 千円は、各市町村からの事務費負担金であります。また、2 節の保険料不均一賦課繰入金 69 万 4 千円は、国・県からの保険料不均一賦課に係る補助金を受け入れるものであります。広域連合電算システム委託料の減額等により 1,174 万 6 千円の減額となっております。

2 項基金繰入金、1 目の臨時特例基金繰入金 6 億 8,786 万 8 千円は、保険料の特例軽減措置の補填、及び広報等に係る費用に充てるため、これらを取り崩し、会計に繰り入れるものでございます。

2 目の後期高齢者医療給付基金繰入金 4 億 3,467 万 8 千円は、保険料を抑制したために生じる給付費の不足額を、過年度における保険料の剰余金を積み立てた基金を取り崩し、会計に繰り入れるものであります。

8 款の繰越金は、前年度からの繰越金であり、金額が確定していないため、前年度同様、科目設定するものであります。

9 款の県財政安定化基金借入金は、保険料の未納、給付費の増加等による財源不足に対する無利子の貸付けでありますけれども、前年度同様、科目設定であります。

68 ページ、69 ページをご覧ください。

10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料のうち、1 目の延滞金、2 目の過料及び 3 目の加算金は、いずれも科目設定であります。

2 項預金利子、1 目の預金利子につきましても科目設定であります。

3 項雑入、1 目の第三者納付金 1 億円は、第三者行為に係る返納金であります。2 目の返納金 400 万円は、不正の行為による医療給付の返納金であり、過去の実績から予算計上したものであります。3 目の雑入は、科目設定であります。

以上が歳入であります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

70 ページ、71 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目の一般管理費は、3 億 1,725 万円で、前年度より 118 万 1 千円の増額、率にして約 0.4%の増加であります。

主な内容でございますが、1 節の報酬、3 節の職員手当等、4 節の共済費及び 7 節の賃金は、いずれも嘱託職員及び臨時職員に係る人件費であります。

8 節の報償費は、懇話会委員の報償費で年 2 回の開催を予定しております。

9 節の旅費は、懇話会開催時の費用弁償と職員の普通旅費であります。

11 節の需用費は、事務用消耗品、医療費通知用の圧着はがきの印刷等の経費であります。

12 節の役務費は、医療費通知の郵送料等の通信運搬費、制度周知の広告料及び、レセプトに係る各種手数料等であります。本年度は、次期保険料及び制度周知のための広報送料を新たに計上しております。

13 節の委託料は、標準システムに係る委託料、レセプトの資格確認等に係る国保連への委託料、レセプトの点検委託料等々、説明欄に記載のとおりであります。

なお、来年度は、医療費の適正化を図るため、柔道整復師が行う、施術に関するレセプトに係る、2 次点検業務についての委託料、それから、次期保険料及び制度周知のためのパンフレット作成委託料等を新たに計上させていただいております。

72 ページ、73 ページをご覧ください。

14 節の使用料及び賃借料は、現在構築しております、新標準システムの広域連合分及び市町村分に係るリース料等でございます。

19 節の負担金、補助及び交付金は、保険者協議会への負担金等でございます。

2 款保険給付費は、1 項の療養諸費から 3 項の、その他医療給付費までの総額で、930 億 6,668 万 2 千円となり、前年度より、7 億 3,345 万円の増額であります。約 0.8%の伸びであります。

審査支払手数料が 1 件当たり 3 円減額されましたが、12 月末時点での前年の同時期より、被保険者数が 1,900 人程度増えておりますので、給付費につきましては、若干の増額を見込んでいます。

内容でございますが、まず、1項療養諸費のうち1目の療養給付費 873億4,683万7千円が、通常の医療給付になります。前年度より5億8,196万5千円増加しております。

74ページ、75ページをご覧ください。

2目の訪問看護療養費 2億8,707万6千円は、居宅で医師の指示により、看護師等から療養上の世話を受けたときの費用でございます。

3目の特別療養費 10万円は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に要した療養給付費等であります。

4目の移送費 200万円は、治療を受けるために、病院等に緊急的に移送されたときの移送費用であります。

76ページ、77ページをご覧ください。

5目の審査支払手数料 2億5,988万4千円は、国保連合会に委託している療養給付費に係る審査支払の費用であり、対象となるレセプトは、317万件程度を見込んでおります。前年度より、5万1千件余り増える見込みではありますが、単価が85円から82円に引き下げられたため、約500万円の減額となっております。

6目の療養費 11億1,243万9千円は、補装具、柔道整復等、やむを得ない事情で療養の給付等を受けずに診療等を受けた費用であります。

78ページ、79ページをご覧ください。

2項高額療養諸費、1目の高額療養費 35億8,044万6千円は、窓口で支払う自己負担額が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた方に支給するものであります。

2目の高額介護合算療養費 1億円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払う自己負担分の1年間の合計額が一定の限度額を超えた方について支給するものであります。

3項その他医療給付費、1目の葬祭費は、被保険者の死亡に対して、葬祭を行う方に5万円を支給するもので、7,558件を見込んでおります。前年度と比較して630件増加し、3,150万円の増額となっております。

80ページ、81ページをご覧ください。

3款の県財政安定化基金拠出金 8,434万円は、保険料の未納や医療給付費の増加等により財源不足が生じた場合、無利子の貸付や交付を目的とした県が管理する基金への拠出金であり、国・県・広域連合がそれぞれ3分の1を拠出したします。

4款特別高額医療費共同事業拠出金は、400万円を超える著しく高額なレセプトが対象となり、200万円を超える部分を全国の広域連合で負担し合うための事業と事務費への拠出金であります。過去の実績から908万円を見込んでおります。

82ページ、83ページをご覧ください。

5款保健事業費は、9,295万2千円で、前年度より379万2千円の増額であります。

1項健康保持増進事業費、1目の健康診査費 5,295万2千円は、市町村が実施する健康診査事業に対して、国と県の補助を受けて、交付する補助金であります。

2目の、その他健康保持増進費 4,000万円は、広域連合が実施する健康増進事業実施時の講師への謝礼と、市町村が実施する人間ドック事業などの健康づくり事業への補助金であります。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目の臨時特例基金積立金は、科目設定であります。2目の後期高齢者医療給付基金積立金には、基金の利子 50万円を計上しております。

これは、1目の臨時特例基金積立金に積み立てる平成26度分の保険料軽減の補填分として国から交付される、臨時特例交付金が未定のためと、2目の後期高齢者医療給付基金積立金に積み立てる、前年度、ようするに平成24年度であります。この余剰金が不確定のため、財産収入で受け入れた基金の利子だけを積み立てるものでございます。

7 款公債費は、100 万円で、資金運用上一時借入れをした場合の利子を計上したものであります。

84 ページ、85 ページをご覧ください。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目の保険料還付金 2,000 万円は、保険料の賦課更正等による還付金であります。

2 目の償還金は、療養給付費等に係る市町村や国等への返還金の科目設定、3 目の還付加算金は、保険料の還付に対する加算金であります。合計で前年度と同様 2,020 万 1 千円であります。

9 款予備費は、前年度と同様、200 万円を計上しております。

以上が平成 25 年度特別会計予算の内容であります。よろしくご審議をお願いします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本房麿君

○23 番 坂本房麿君 23 番坂本です。

議案書 17 ページ、借入金の最高額 100 億、これはどのような考え方からこの金額になっているのか、ご説明をいただきたいと思えます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) 給付費につきましては、900 億円近い拠出がございます。医療給付増額等、借入をしなければならない、こういう場合にも 900 億円からの支出の補填でございますので、100 億円程度を見込んでいます。このくらいあれば足りるのではないかということで、100 億円にさせていただいております。

以上でございます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本房麿君

○23 番 坂本房麿君 そうしますと、総予算が 950 億で、だいたいその 1 割ちょっとで 100 億ということで、その予算が動けば「仮に 1,500 億になればそれに応じて限度額も動く可能性がある」と、こういう考え方でよろしいでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本課長

○業務課長(坂本昇君) 収支等の、予算規模が大きくなればそれに伴いまして当然一時借入金の額も増やしていく方向で検討しております。

よろしくをお願いします。

○23 番 坂本房麿君 はい。

●議長(太田利政君) 他にございますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 18 番保坂實君

○18 番 保坂實君 18 番保坂です。

資料 2 のですね、76 ページ 2 款の保険給付費 5 の審査支払手数料の方ですが、前回は前々回のこの会議で、レセプトの審査がコンピュータ化、電算化して半額になったと聞いたような記憶があるのですが、ここの計算で行きますと 85 円が 82 円と 3 円減ですけれども、前回の私の記憶もあいまいなのでそこらへんご確認いただけたらありがたいと思えます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) 前は4円ということでご答弁申し上げたと思いますが、それは2次点検の手数料でございます。

ここに計上してあります82円というのは、レセプトの1次点検の方でございますので、よろしく願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

○18番 保坂實君 了解しました。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小林義孝君

○3番 小林義孝君 都留の小林です。

ひとつはですね、市町村が行う健康診査の問題ですが、最初は65%というようなハードルを設定してそこに到達しないとペナルティを科すというような話があったのですが、現状どうなっているかですね。

各市町村はこの健康診査の受診率を引き上げるために相当苦勞しているのですが、現状どう見ておられるかですね。

それから、新年度周知のための努力をどんな具合にやるのかというのを伺いたいことと、それから、歳入の10款3項1目の第三者納付金のことについてちょっと伺いたいのですが、第三者行為による返納金についてはですね、やはりこれは返納はですねきちんとさせるのは、難しい、面倒な事業じゃないかなと、誰がどう督促をしてですね、例えば交通の保険からですねきちんと話をするようなことが、どのくらい出来るものなのか、実績でちょっと説明を伺いたいと思うのですがいかがでしょうか。

●議長(太田利政君) 暫時休憩します。

—午後3時52分休憩—

—午後3時54分再開—

●議長(太田利政君) 再開いたします。

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) まず、健診の関係でございますけれども、議員のおっしゃられているのはおそらく特定健診40歳から74歳の方の健診のことではないかというふうに思われます。当広域連合で後期高齢者に対する健康診査に関する補助金を出しておりますが、それは高齢者の医療の確保に関する法律第125条の後期高齢者の医療に関する健診の補助でございますので、これは努力義務でもございます。

おそらく議員さんがおっしゃられているペナルティとか、そういった関係は40歳から74歳の特定健診のことではないかというふうに思われます。

それから、第三者納付金に関するご質問でございますけれども、来年度、25年度も1億円計上させていただいております。

ちなみに、23年度の実績でございますけれども、決算額ですが、1億1,499万6,748円ということで、1億1,500万円近い収入がありますので、1億円を前年度より計上させていただいたということでございます。

○3番 小林義孝君 件数としては…

○業務課長(坂本昇君) 件数は、1割負担者が573件、現役並みの3割負担分の方が42件、合計で615件、平成23年度は納付していただいております。

以上でございます。

●議長(太田利政君) 他にはございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 19番、深澤平助君

○19番 深澤平助君 深澤です。61ページのさっきの説明の中の、61ページの節の保険基盤安定負担金というのが、今年度は18億1,728万1千円というふうに予算計上さ

れているのですが、これは対象者を何人読んでいるのか、このことと、それからちなみに昨年度はこの負担金がいくらで、対象者は何人だったかということをお教えしてほしいと思います。

●議長(太田利政君) 暫時休憩します。

—午後3時57分休憩—

—午後3時59分再開—

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 再開いたします。

●議長(太田利政君) 坂本課長

○業務課長(坂本昇君) 今年度、24年度ですね、軽減の値でございますけれども…

●議長(太田利政君) 暫時休憩します。

—午後4時00分休憩—

—午後4時01分再開—

●議長(太田利政君) 再開いたします。

●議長(太田利政君) 他にありませんね。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) はい、どうぞ。8番…9番。

○9番 樋泉明広君 9番、樋泉でございます。

●議長(太田利政君) はい、どうぞ。

○9番 樋泉明広君 74ページ。特別療養費の中で、被保険者の資格証明書の交付についてであります。この資格証明書の交付はどういう条件の時に交付されるのか、現在平成24年度の実績で何件くらいあったのかということ、それから短期保険証というのも発行されているのではないかと思います。どのくらい全体としては発行されているのか、この2点をお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本課長

○業務課長(坂本昇君) 資格証明書の交付につきましては0件でございます。それから、短期保険証につきましては、昨年、平成24年の8月1日現在の調査で402件でございます。

よろしく申し上げます。

●議長(太田利政君) いいですか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 9番、樋泉君

○9番 樋泉明広君 この中で短期保険証の方で、例えば分割支払いというふうになりまして、その分割の支払いができなければ短期保険証はどうなるのでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本課長

○業務課長(坂本昇君) 各市町村の窓口で、納付の相談やなんかはしていただいていると思います。分割の納付ですね、そういったこともすべて保険料に関することは市町村の方での役割になっておりますので、そちらの方で対応していただいていることと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) はい、どうぞ。

○9番 樋泉明広君 甲斐市なんかはそんなにないのですが、例えば短期保険証分割払いなんかをやった場合にその分割の支払ができなくなると、短期保険証が発行されない、いわゆる無保険者になるということなんですよ。で、この資格証明書がないとい

うことが幸いでございますが、短期保険証の発行のための分割払いができないと、窓口で被保険者には届けられないと、これ結局やはり無保険者になるということになるわけですが、この 402 件の中にはこういう方達は入っているのでしょうか。

それに対する対応はどうされているかお伺いしたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本課長

○業務課長(坂本昇君) 基本的に短期証等ですね、そういったことは市町村の業務になります。当広域連合としてはそういったものに対応しておりませんので、そのへん是非市町村に帰って聞いていただきたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

●議長(太田利政君) 他にありますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) はい、どうぞ。

○9番 樋泉明広君 そうするとですね、やはりこれは広域の方から各市町村にそういった短期保険証の窓口で、いわゆる差し止めですよね、こういったものに対する指導というのは、なされていないということですか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本課長

○業務課長(坂本昇君) 当広域連合としては特にそういう各市町村に対してそういったことはしておりません。

法律上ですね、やはり市町村とこの広域連合とは役割分担が決まっております。したがって、市町村は各市町村においてそれぞれの事情があるかと思えます。そのへんは各市町村の実情に応じて対応していただいているということで、当広域連合としては特にそういった指導とかそういったことはしておりません。

以上でございます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) はい、どうぞ。

○9番 樋泉明広君 希望として、やはりそれなりに無保険の方達をなくすために、やはり広域連合の方からの指導をやった方がいい、またはお願いをすることで無保険者をなくしていくという努力をされた方がいいのかなと思うのですが、管理責任者というか、堀内、連合会の会長さんはどう考えてますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 連合長

○広域連合長(堀内茂君) 広域連合といたしましては、ただいまのご質問に対しましては、実は運用上の問題というのは各市町村に委任されております。役割分担が明確に決まっておりますので、もうひとつには、広域連合といたしましては行政指導する権限はございません。

したがって現在の役割のままやっていかなければならない。

気持ちとしては当然議員のおっしゃられるとおりのような気持ちを持って、本来は指導し、やるべきであると考えておりますが、このシステム上、仕組み上、そういうことができないような実情でございますのでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本課長

○業務課長(坂本昇君) 先程の、軽減の人数でございます。ちょっと答弁しておりませんので、その関係について答弁させていただきます。7割、5割、2割軽減対象者、総計で 73,624 人、これは平成 23 年度の集計でございますけれども、73,624 人が実際そ

の軽減の対象となっております。

よろしく願いいたします。

●議長(太田利政君) 平助さん、いいですか。

○19番 深澤平助君 はい。

●議長(太田利政君) また後あったら、事務局の方へお願いします。

●議長(太田利政君) 討論に入ります。討論はありませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので、討論を終結します。

お諮りいたします。

議案第6号、「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手多数であります。

よって「議案第6号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【条項、字句等の整理】

●議長(太田利政君) お諮りいたします。

本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長(太田利政君) 以上をもって、本定例会に付議されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝を申し上げます。

また、堀内広域連合長におかれましては、2年の長きにわたり、広域連合議会の運営に対しまして、多大なるご協力を賜りましたことに感謝を申し上げます。

以上をもちまして、平成25年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

ありがとうございます。

閉会 午後4時10分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長 太 田 利 政

署名議員 小 林 伸 吉

署名議員 上 名 を さ み